

令和 7 年 7 月 1 日

豊川市総務部契約検査課

## 豊川市発注工事における熱中症対策に資する土木系工事における現場管理費補正（試行）の実施についての手引き

近年の夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に係る費用に関して現場管理費の補正を愛知県が策定する「熱中症対策に資する現場管理費補正の実施方法」に準拠し試行することとします。

1. 対象工事：（１） 主たる工種が屋外作業である土木工事を対象とする。ただし、工場製作工を含む工事は、工場製作工のみを実施している期間を工事期間（熱中症対策に資する現場管理費補正率を算出するために用いる期間をいう。以下同じ。）から除く。  
（２） 令和 7 年 4 月 1 日以降に契約する工事（令和6年度にゼロ債務負担行為で発注された工事、繰越工事※1も含む）を対象とする。  
※1 別紙「令和6年度にゼロ債務負担行為で発注された工事、繰越工事の熱中症対策補正值の計算方法について」を参照  
（３） 特記仕様書に「熱中症対策に資する現場管理費補正（試行）対象工事」と記載のある工事を対象とする。（別紙 2）ただし、特記仕様書に「熱中症対策に資する現場管理費補正（試行）対象工事」と記載のない工事であっても、発注者と受注者で協議し、当該工事を対象とすることができる。

2. 現場管理費率：（現場管理費率×施工地域を考慮した補正係数）+補正值  
（熱中症対策補正含む）

+ 熱中症対策補正值

$$\text{熱中症対策補正值} = \frac{\text{工事期間の真夏日}}{\text{工事期間}} \times 1.2$$

熱中症対策補正值は少数点以下第3位を四捨五入

3. 真夏日の定義： 日最高気温が30度以上の日

（施工現場から最寄りの気象庁地上観測地点）

ただし、夜間工事の場合は、作業時間帯の最高気温が30度以上の場合とする。

※ 暑さ指数（WBGT）を用いることもできる。この場合において、暑さ指数が25℃以上となる日を真夏日とみなす。

4. 実施の方法： 別紙「熱中症対策に資する現場管理費補正の実施方法」による。

5. その他：上記の取扱いについて、現場条件等により対応が困難な場合は、上記によらないことができる。また、この手引きに定めのない事項や疑義が生じた場合については、発注者、受注者双方が協議して定め、対応することとする。

特記仕様書記載例

第〇条 熱中症対策に資する現場管理費補正について

- (1) 本工事は、熱中症対策に資する土木系工事における現場管理費の補正の試行対象工事である。
- (2) 試行にあたっては、『豊川市発注工事における熱中症対策に資する土木系工事における現場管理費補正（試行）の実施についての手引き』に基づき行う。手引きは、豊川市契約検査課ホームページから入手できる。